

公立大学法人山口県立大学と株式会社西京銀行との包括的連携協力に関する協定書

公立大学法人山口県立大学(以下「甲」という。)と株式会社西京銀行(以下「乙」という。)は、地域の発展に向け、互いに連携・協力することに合意し、次のとおり協定を締結する。

(目的)

第1条 本協定は、甲及び乙が、包括的な連携・協力のもと、教育、研究及び地域貢献等の分野で相互に協力し、協働した取組等を行うことにより、地域の発展に資することを目的とする。

(連携事項)

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次の事項について連携・協力し活動する。

- (1) 地域を担う人材の育成に関すること
- (2) 若者の県内定着に関すること
- (3) DX 教育の充実に関すること
- (4) 地方創生の推進に関すること
- (5) その他甲及び乙が協議して必要と認める事項に関すること

(有効期間)

第3条 本協定の有効期間は、協定締結の日から3年間とする。ただし、有効期間満了の1か月前までに、甲又は乙から更新しない旨の書面による申出がなければ、本協定の有効期間を期間満了の日から1年間更新するものとし、以降も同様とする。

(協定の解除)

第4条 甲又は乙のいずれかが本協定の解除を希望する場合は、甲乙協議の上、解除予定日の1か月前までに書面により相手方に通知することにより、本協定を解除できるものとする。また相手方は、解除した当事者に対して、本協定の解除に関して、何らの損害の賠償を求めることはできない。

(協議)

第5条 本協定に定めるもののほか、連携・協力の細目その他の事項については、甲及び乙が協議して別に定めるものとする。

- 2 本協定に定めのない事項又はこの協定に疑義が生じた場合は、その都度甲及び乙が協議して定めるものとする。

(機密保持)

第6条 甲及び乙は、本協定の検討及び実施を通じて知り得た相手方の秘密情報について、本協定の有効期間中及び有効期間終了後を問わず、第三者に開示し、又は漏えいしてはならない。ただし、事前に相手方の承諾を得た場合は、この限りではない。

(知的財産の取扱い)

第7条 甲及び乙は、連携協力事業の実施により発生する知的財産等については、個別の案件ごとにその取扱いを定めるものとする。

(個人情報の取扱い)

第8条 甲及び乙は、本協定に基づく連携において直接または間接に知り得た相手方の保有する個人に関する情報(生存・死亡に関わらず、相手方の顧客、使用人に関する情報を含むがこれらに限られない)であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他記述等により特定の個人を識別できるもの、および個人情報の保護に関する法律に定める個人識別符号が含まれるもの(以下「個人情報」という)を、善良な管理者の注意をもって、かつ法令等に従って秘密に保持・管理するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに第三者に開示・提供してはならないものとする。また、個人情報の管理にあたっては、個人情報の保護に関する法律をはじめとする個人情報の保護に関する各種法令等に従い適切に管理するものとし、相手方の書面による事前の承諾を得ずに個人情報の複製または改変をしてはならないものとする。

以上のとおり協定を締結した証として、この協定書2通を作成し、双方記名の上、各自1通を保有する。

2025年3月27日

甲 山口県山口市桜畠六丁目2番1号
公立大学法人山口県立大学
理事長

岡 正良



乙 山口県周南市平和通1丁目10番の2
株式会社西京銀行
取締役頭取

松岡 健

